

議案第7号

つくばみらい市防災会議条例の一部を改正する条例

つくばみらい市防災会議条例（平成18年つくばみらい市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第32条の」を「第33条第2項の規定により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月28日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 印

提案理由

水防法の一部改正に伴い、引用する条項を整理する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市防災会議条例(平成18年つくばみらい市条例第133号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定により水防計画を調査審議すること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条の_____水防計画を調査審議すること。</p> <p>(5) (略)</p>